

【イギリス】 下院議事規則の改正

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2010 年に入って、イギリスでは、下院議事規則がすでに数回にわたって改正されている。中でも 2 月 22 日と 3 月 4 日には、特別委員会の委員長選挙、副議長選挙及び非政府議事委員会 (Backbench Business Committee) の設置等に関する下院議事規則の改正があった。

経緯

2009 年 6 月 10 日、トニー・ライト委員長の下に下院の主体性の確立、活性化及び行政府との均衡の回復を目的とする下院改革特別委員会が 11 月 13 日を期限として設置された。委員会は、①特別委員会、②下院の議事及び③公衆の議会に対する直接参加について検討し、同年 11 月 24 日公表の委員会報告書で多岐にわたる勧告をしている。また、下院議長は、別途 2009 年 7 月 2 日に④副議長選挙について提案している。その後、2010 年 2 月 22 日と 3 月 4 日に、①②④の改革に関する決議や下院議事規則 (以下「規則」) の改正があった。その中で、特別委員会の委員長 (以下「特別委員長」) 選挙、副議長選挙及び非政府議事委員会の設置について紹介する。

特別委員長選挙

旧制度上、特別委員長は委員の互選により選任する原則であったが、事実上各党の議席に応じて特別委員長を配分し、事前に与野党の非公式協議で決定されていた。今回改正で追加された新規則第 122B 条の特別委員長選挙は、概ね次のとおりである。

- ・ **選挙人** 特別委員長は、下院 (の全議員) が選挙する (第 1 項柱書)。
- ・ **選挙の対象** 省庁別特別委員会 (現在 19) のほか、政治改革及び憲法改革委員会、環境監査委員会、行政管理特別委員会、決算委員会、議事手続特別委員会の合計 24 の特別委員長である (第 1 項各号)。
- ・ **特別委員長の政党別配分** 予め、特別委員長は政党の議席に応じて配分し、議長は各党首にその割合を通知する。政党に配分する特別委員長を特定する動議で当該配分対象の全政党の党首が連名で提出したものを女王演説から 1 週間以内に下院が承認した場合には、特別委員長の政党別配分が確定する。女王演説から 2 週間以内に当該動議が上程されない場合には、議員提出の同じ趣旨の動議を先議する (第 2 項～第 6 項)。
- ・ **立候補** 次に、候補者は同じ政党所属の議員 5 人又は当該議員総数の 10% の議員の署名が必要となる。なお、決算委員長の候補者は野党議員に限られる (第 8 項)。
- ・ **選択投票制** 議員は、任意の候補者に選好順位を付して投票する。第 1 順位の票を点検してその過半数の得票者を当選人とし、当該得票者がいないときは、第 1 順位の最少得票者の落選を決定してその得票を投票用紙に記載の次順位の候補者に移譲する。過半数の得票者がいないときは、当該得票者が現れるまで、手続を繰り返す (第 11 項)。

新制度による最初の特別委員長選挙は、2010年の6月9日に実施された。

副議長選挙

旧来の慣行では、副議長3人（歳入委員長及び歳入副委員長2人）は、議長を含め与野党同数で1人以上は性別の異なる者となるよう、与野党の非公式協議を経て新議会に提案、承認されていた。新規則第2A条の副議長選挙は、概ね次のとおりである。

- ・立候補 議員6人以上10人以下の署名が必要となる（第4項）。
- ・単記移譲式投票制 当選人中2人は議長と与野党が異なる者とし、その第1の当選人を歳入委員長、第2の当選人を次席歳入副委員長とする。残余の当選人を議長と与野党が同じ者とし、上席歳入副委員長とする。また、議長及び当選人の1人以上は性別の異なる者とする（第5項）。具体的な仕組みは、概ね次のようなものである。任意の候補者に選好順位を付して投票する。投票総数の4分の1超の得票者を当選人とする。その4分の1を超える剰余票は、次順位の候補者に移譲して不足の当選人を決定する。更に不足の当選人があれば、最少得票者を落選者とし、その全得票を次順位の候補者に移譲して決定する。与野党の別又は性別により当選人としない候補者の全得票は、同様に次順位の候補者に移譲する。全当選人が決定するまで手続を繰り返す。

新制度による最初の副議長選挙は、2010年6月8日に実施された。

非政府議事委員会の設置等

イギリスでは、1902年の議事規則の改正以来、原則すべての会議で政府議事が優先されてきた。今回の改正は、概ね次のとおりである。

- ・非政府議事（Backbench Business） 通年会期中35日相当の日程を非政府議事に割り当て、原則として非政府議事委員会の決定した議事を政府議事に優先する。非政府議事とは、政府議事、野党議事、議長が優先させた議事等所定の議事を除くすべての議事をいい、その手続は非政府議事委員会が決定する（第14条第3A項～第3D項）。
- ・非政府議事委員会（Backbench Business Committee） 本会議における非政府議事の取扱いを決定するため、特別委員会として、委員長及び委員7人で組織する非政府議事委員会を設置する。委員会には一般議員（Backbencher）による審議の活性化を図る目的があり、大臣、議会担当秘書官又は影の大臣である議員は、委員長又は委員となることできない（第152J条第1項、第2項及び第5項）。
- ・非政府議事委員会の選挙 非政府議事委員会の委員長は特別委員長、委員は副議長と基本的に同様の選挙制度で選挙する（第122D条特に第1項及び第2項）。

参考文献（インターネット情報は2010年10月20日現在である。）

- ・House of Commons Reform Committee, *Rebuilding the House: Implementation*. 2009-10, HC 372.
- ・House of Commons, *Commons briefing note No. 6, Ballot for the election of Deputy Speakers* (2010).
<<http://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/offices/commons/office-chief-executive/>>
- ・齋藤憲司「英国の2010年総選挙と連立新政権の政治改革」『レファレンス』716号, 2010.9, p. 20.